

## 学力向上のための教育課程見直し懇話会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、学力向上のための教育課程見直し懇話会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、学力向上のための教育課程見直し懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### (受付)

第2条 懇話会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催10分前までに、受付で、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

### (定員)

第3条 懇話会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選によって傍聴人を決める。

### (入場の制限)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、懇話会の会議場に入場することができない。

### (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

### (傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、懇話会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速かに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第7条 懇話会の会長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

2 傍聴人は、会長及び事務局係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができ、次回以降の会議の傍聴を認めないことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇話会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が決するものとする。

附 則

この要領は、平成27年8月3日から施行する。

様式

整理番号票

平成 年 月 日 学力向上のための教育課程見直し懇話会

NO. \_\_\_\_\_

傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選となります。

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。